

## スリランカ被災民に係る物資協力の実施について

〔平成18年10月31日〕  
閣議決定案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、スリランカ被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成18年度において、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)に対し、現在、スリランカ民主社会主義共和国においてスリランカ被災民に対して行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1) スリーピングマット 10,000枚

(2) 給水容器 10,000個

(3) ビニールシート 4,000枚

を無償で譲渡する。

## 説 明

- 1 スリランカ民主社会主義共和国においては、政府と反政府組織間の民族紛争が1983年より長期間続き、現在までに6万5千人以上が犠牲となるとともに、多数の被災民が発生した。2002年2月に無期限停戦に合意し、和平交渉を開始したものの、具体的な進展は見られていない。本年7月以降は、戦闘が激化し、現在約21万人の被災民が発生している。
- 2 このような状況に対し、国際連合からは「スリランカ共通人道行動計画」が発出され、スリランカ被災民への緊急支援の必要性につき国際社会に要請が行われ、同計画の下、UNHCRはスリランカ民主社会主義共和国において、被災民支援のための人道的な国際救援活動を実施している。
- 3 今般、UNHCRから我が国政府に対し、スリランカ民主社会主義共和国におけるUNHCRの活動に早急に必要なスリーピングマット、給水容器及びビニールシートの譲渡要請がなされたものである。